

昭和34年法 第12類

輸送機械器具 その部品および附属品(他の類に属するものを除く。)

昭和34年法 商品	区分	書換表示 商品	類似群	備考
輸送機械器具	6	いかり, 金属製ビット, 金属製ボ ラード	12 A 01	01
	9	消防艇	12 A 01	
	9	ロケット	12 A 03	
	9	消防車, 自動車用シガーライター	12 A 05	
	12	船舶並びにその部品及び附属品 (「エアクッション艇」を除 く。)	12 A 01	
	12	エアクッション艇	12 A 73	
	12	航空機並びにその部品及び附属品	12 A 02	
	12	鉄道車両並びにその部品及び附属 品	12 A 04	
	12	自動車並びにその部品及び附属品	12 A 05	
	12	二輪自動車・自転車並びにそれら の部品及び附属品	12 A 06	
	12	乳母車, 人力車, そり, 手押し 車, 荷車, 馬車, リヤカー	12 A 71	
	12	タイヤ又はチューブの修繕用ゴム はり付け片	12 A 72	
	13	戦車	12 A 05	
	19	ビット及びボラード(金属製のも のを除く。)	12 A 01	
	22	ターボリン, 帆	12 A 01	

輸送機械器具

1. 船舶	6	いかり, 金属製ビット, 金属製ボ ラード	12 A 01	02
	9	消防艇	12 A 01	
	12	船舶(「エアクッション艇」を除 く。)並びにその部品及び附属品	12 A 01	
	19	ビット及びボラード(金属製のも のを除く。)	12 A 01	
	22	ターボリン, 帆	12 A 01	
(1) 船舶	12	船舶(「エアクッション艇」を除 く。)	12 A 01	
客船	12	客船	12 A 01	
貨物船	12	貨物船	12 A 01	
タンカー	12	タンカー	12 A 01	
漁船	12	漁船	12 A 01	
引き船	12	引き船	12 A 01	
砕氷船	12	砕氷船	12 A 01	
モーターボ ート	12	モーターボート	12 A 01	
ヨット	12	ヨット	12 A 01	
ケーブル敷設 船	12	ケーブル敷設船	12 A 01	
しゅんせつ船	12	しゅんせつ船	12 A 01	
ボート	12	ボート	12 A 01	
はしけ	12	はしけ	12 A 01	
軍艦	12	軍艦	12 A 01	

昭和34年法	書換表示			備考
商品	区分	商品	類似群	
(2) 推進器	12	推進器	12 A 01	
(3) かじ取り器 およびかじ	12	かじ取り器及びかじ	12 A 01	
蒸気かじ取り 器	12	蒸気かじ取り器	12 A 01	
電動かじ取り 器	12	電動かじ取り器	12 A 01	
かじ	12	かじ	12 A 01	
舵輪	12	舵輪	12 A 01	
(4) けい船用具	6	いかり，金属製ビット，金属製ボ ラード	12 A 01	03
	12	キャブスタン，けい船機，ス ティールハッチカバー，ハッチく さび，ハッチクリート，ハッチ バッテン，ハッチボード，ムアリ ングパイプ	12 A 01	
	19	ビット及びボラード（金属製のも のを除く。）	12 A 01	
	22	ターボリン	12 A 01	
けい船機	12	けい船機	12 A 01	
いかり	6	いかり	12 A 01	
ムアリングパ イプ	12	ムアリングパイプ	12 A 01	
キャブスタン ボラード	12	キャブスタン	12 A 01	
	6	金属製ボラード	12 A 01	
	19	ボラード（金属製のものを除 く。）	12 A 01	
ビット	6	金属製ビット	12 A 01	
	19	ビット（金属製のものを除く。）	12 A 01	
ハッチボード	12	ハッチボード	12 A 01	
スチール ハッチカバー	12	スチールハッチカバー	12 A 01	
ターボリン	22	ターボリン	12 A 01	
ハッチくさび	12	ハッチくさび	12 A 01	
ハッチクリ ート	12	ハッチクリート	12 A 01	
ハッチバッテ ン	12	ハッチバッテン	12 A 01	
(5) その他の船 用品	12	船舶用オーニング，オール，オー ル受け，カヌー用パドル，スタン ション，船側はしご，船舶用防舷 具，船用信号標識，ポートカ バー，ポートダビット，ポート チョック，丸窓	12 A 01	04
	22	帆	12 A 01	
船用信号標識	12	船用信号標識	12 A 01	
スタンション	12	スタンション	12 A 01	
オーニング	12	船舶用オーニング	12 A 01	
帆	22	帆	12 A 01	
船側はしご	12	船側はしご	12 A 01	
ポートダビッ ト	12	ポートダビット	12 A 01	
ポートチョッ ク	12	ポートチョック	12 A 01	
ポートカバー	12	ポートカバー	12 A 01	

昭和34年法	書換表示			備考
商品	区分	商品	類似群	
丸窓	12	丸窓	12 A 01	
2. 航空機	9	ロケット	12 A 03	
	12	航空機並びにその部品及び附属品	12 A 02	
(1) 航空機	12	航空機	12 A 02	
気球	12	気球	12 A 02	
飛行船	12	飛行船	12 A 02	
グライダー	12	グライダー	12 A 02	
ヘリコプター	12	ヘリコプター	12 A 02	
オートジャイロ	12	オートジャイロ	12 A 02	
プロペラ機	12	プロペラ機	12 A 02	
ターボジェット機	12	ターボジェット機	12 A 02	
ターボプロップ機	12	ターボプロップ機	12 A 02	
(2) 航空機の部品および附属品	12	航空機の部品及び附属品	12 A 02	
胴体	12	胴体	12 A 02	
主翼	12	主翼	12 A 02	
支柱	12	支柱	12 A 02	
尾翼	12	尾翼	12 A 02	
プロペラ	12	プロペラ	12 A 02	
回転翼	12	回転翼	12 A 02	
降着装置	12	降着装置	12 A 02	
燃料タンク	12	燃料タンク	12 A 02	
車輪	12	車輪(航空機)	12 A 02	
タイヤ	12	タイヤ(航空機)	12 A 02	
チューブ	12	チューブ(航空機)	12 A 02	
羽布	12	羽布	12 A 02	
油圧装置	12	油圧装置	12 A 02	
防水装置	12	防水装置	12 A 02	
座席	12	座席(航空機)	12 A 02	
酸素装置	12	酸素装置	12 A 02	
操縦装置	12	操縦装置	12 A 02	
3. 鉄道車両	12	鉄道車両並びにその部品及び附属品	12 A 04	
(1) 鉄道車両	12	鉄道車両	12 A 04	
蒸気機関車	12	蒸気機関車	12 A 04	
電気機関車	12	電気機関車	12 A 04	
内燃電気機関車	12	内燃電気機関車	12 A 04	
内燃機関車	12	内燃機関車	12 A 04	
蓄電池機関車	12	蓄電池機関車	12 A 04	
電車	12	電車	12 A 04	
内燃動車	12	内燃動車	12 A 04	
客車	12	客車	12 A 04	
貨車	12	貨車	12 A 04	
ケーブルカー	12	ケーブルカー	12 A 04	
ロープウェイ	12	ロープウェイ(荷役用のものを除く。)	12 A 04	05
除雪車	12	除雪車	12 A 04	
(2) 鉄道車両の部品および附属品	12	鉄道車両の部品及び附属品	12 A 04	
台車	12	台車	12 A 04	

昭和34年法	書換表示			備考
商品	区分	商品	類似群	
台わく	12	台枠	12 A 04	
車体	12	車体（鉄道車両）	12 A 04	
車輪	12	車輪（鉄道車両）	12 A 04	
連結機	12	連結機	12 A 04	
集電機械器具	12	集電機械器具	12 A 04	
とびら	12	扉（鉄道車両）	12 A 04	
とびら開閉装置	12	扉開閉装置	12 A 04	
つり皮	12	つり皮	12 A 04	
網だな	12	網棚	12 A 04	
座席	12	座席（鉄道車両）	12 A 04	
4．自動車	9	消防車，自動車用シガーライター	12 A 05	
	12	自動車並びにその部品及び附属品	12 A 05	
	13	戦車	12 A 05	
(1) 自動車	9	消防車	12 A 05	
	12	自動車	12 A 05	
	13	戦車	12 A 05	
乗用車	12	乗用車	12 A 05	
貨物自動車	12	貨物自動車	12 A 05	
バス	12	バス	12 A 05	
トロリーバス	12	トロリーバス	12 A 05	
トレーラー	12	トレーラー	12 A 05	
トラクター	12	トラクター	12 A 05	
救急車	12	救急車	12 A 05	
消防車	9	消防車	12 A 05	
宣伝カー	12	宣伝カー	12 A 05	
散水車	12	散水車	12 A 05	
ダンプカー	12	ダンプカー	12 A 05	
フォークリフトカー	12	フォークリフトカー	12 A 05	
競争自動車	12	競争自動車	12 A 05	
図書館車	12	図書館車	12 A 05	
霊きゅう車	12	霊きゅう車	12 A 05	
雪上車	12	雪上車	12 A 05	
水陸両用車	12	水陸両用車	12 A 05	
装甲車	12	装甲車	12 A 05	
戦車	13	戦車	12 A 05	
(2) 自動車の部品および附属品	9	消防車の部品及び附属品，自動車用シガーライター	12 A 05	
	12	自動車の部品及び附属品	12 A 05	
	13	戦車の部品及び附属品	12 A 05	
車体	12	車体（自動車）	12 A 05	
シャシー	12	シャシー	12 A 05	
クラッチ	12	クラッチ	12 A 05	
ハンドル	12	ハンドル（自動車）	12 A 05	
車輪	12	車輪（自動車）	12 A 05	
タイヤ	12	タイヤ（自動車）	12 A 05	
チューブ	12	チューブ（自動車）	12 A 05	
とって	12	とって	12 A 05	
リム	12	リム（自動車）	12 A 05	
ほろ	12	ほろ	12 A 05	
座席	12	座席（自動車）	12 A 05	
風よけひさし	12	風よけひさし	12 A 05	
とびら	12	扉（自動車）	12 A 05	
バックミラー	12	バックミラー	12 A 05	

昭和34年法	書換表示			備考
商品	区分	商品	類似群	
どろよけ	12	泥よけ（自動車）	12 A 05	
荷物台	12	荷物台	12 A 05	
スポーク	12	スポーク（自動車）	12 A 05	
予備車輪支持具	12	予備車輪支持具	12 A 05	
警音器	12	警音器（自動車）	12 A 05	
ワイパー	12	ワイパー	12 A 05	
方向指示器	12	方向指示器	12 A 05	
空気ポンプ	12	空気ポンプ（自動車）	12 A 05	
5．自転車	12	二輪自動車・自転車並びにそれらの部品及び附属品	12 A 06	
（1）自転車	12	自転車	12 A 06	
実用車	12	実用車	12 A 06	
軽快車	12	軽快車	12 A 06	
スポーツツーリスト車	12	スポーツツーリスト車	12 A 06	
タンデム車	12	タンデム車	12 A 06	
折りたたみ式自転車	12	折り畳み式自転車	12 A 06	
運搬車	12	運搬車	12 A 06	
（2）自転車の部品および附属品	12	自転車の部品及び附属品	12 A 06	
フレーム	12	フレーム	12 A 06	
前ホーク	12	前ホーク	12 A 06	
ハンドル	12	ハンドル（自転車）	12 A 06	
どろよけ	12	泥よけ（自転車）	12 A 06	
ギヤクランク	12	ギヤクランク	12 A 06	
ペダル	12	ペダル	12 A 06	
ハブ	12	ハブ	12 A 06	
フリーホイル	12	フリーホイル	12 A 06	
リム	12	リム（自転車）	12 A 06	
スポーク	12	スポーク（自転車）	12 A 06	
サドル	12	サドル	12 A 06	
チェーンケース	12	チェーンケース	12 A 06	
警音器	12	警音器（自転車）	12 A 06	
荷台	12	荷台	12 A 06	
スタンド	12	スタンド	12 A 06	
タイヤ	12	タイヤ（自転車）	12 A 06	
チューブ	12	チューブ（自転車）	12 A 06	
空気ポンプ	12	空気ポンプ（自転車）	12 A 06	
6．その他の輸送機械器具	12	乳母車，人力車，そり，手押し車，荷車，馬車，リヤカー	12 A 71	06
	12	タイヤ又はチューブの修繕用ゴムはり付け片	12 A 72	
	12	エアクション艇	12 A 73	
人力車	12	人力車	12 A 71	
荷車	12	荷車	12 A 71	
馬車	12	馬車	12 A 71	
リヤカー	12	リヤカー	12 A 71	
手押し車	12	手押し車	12 A 71	
うば車	12	乳母車	12 A 71	
そり	12	そり	12 A 71	

昭和34年法	書換表示			備考
商品	区分	商品	類似群	
これらの部品 および附属品	12	乳母車・人力車・そり・手押し 車・荷車・馬車又はリヤカーの部 品及び附属品	12 A 71	
	12	エアクッション艇の部品及び附属 品	12 A 73	

01 「輸送機械器具」の概念は現行の区分になく、また、昭和34年法の「輸送機械器具」に属する商品が現行の複数の区分に移行されているので、「輸送機械器具」の書換表示はできない。

02 「エアクッション艇」（類似商品審査基準第6版例示商品「気体クッション式輸送機械器具」）は、昭和34年法第12類「6. その他の輸送機械器具」に属する。

03 「けい船用具」の概念は現行の区分になく、また、昭和34年法の「けい船用具」に属する商品が現行の複数の区分に移行されているので、「けい船用具」の書換表示はできない。

04 「その他の船用品」は商品の範囲が特定できないので、「その他の船用品」の書換表示はできない。

05 「荷役用ロープウェイ」は、昭和34年法第9類に属する。

06 「その他の輸送機械器具」の概念は現行の区分になく、また、商品の範囲が特定できないので、「その他の輸送機械器具」の書換表示はできない。